

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月19日（平成30年（行情）諮問第616号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第528号）

事件名：厚生労働省訓第11号（平成13年1月6日）の制定・発出に関する  
起案及び決定に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「厚生労働省訓第11号（平成13年1月6日）の制定・発出に関する起案及び決定に係る文書一式」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年10月12日付け厚生労働省発人1012第8号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 審査請求人が開示請求した行政文書（以下、第2において「開示請求文書」という。）は、厚生労働省訓第11号（平成13年1月6日）に係る文書一式である。

イ 不開示の理由として通知書は「開示請求に係る行政文書については、13年間（中略）の保存期間の満了により、平成26年3月31日に国立公文書館に移管しており、これを保有していない」としている。

ウ しかし、開示請求文書（訓令）には附則が定められており、訓令施行日を平成13年1月6日と定めたものを含め13回定められており、それぞれ開示請求文書である訓令の新たな施行日を規定している。

エ 審査請求人の知る限り、直近の附則は平成29年7月10日厚生労働省訓令第73号であり、開示請求文書である訓令について「この訓令は平成29年7月11日から施行する。」と定められている。

オ 附則を定めるにあたり、「本則」なしに行うことなどということはありません。あり得ないことであるから、開示請求文書を保有していないとの不開

示理由は「虚偽」の疑いがあると言わざるを得ない。

カ 以上のとおりであるから、厚生労働省は十分に審査のうえ不開示決定を取り消し、速やかに開示請求文書を開示するよう求める。

## (2) 意見書

不開示とした理由の不当性

ア 不開示決定の不当性については平成30年10月17日付け審査請求書に記載のとおりであるが、さらに私は、本件文書の不開示決定受領後の平成30年10月19日付けで行った行政文書開示請求(資料4)により開示された起案文書(資料5:全体の開示を受けたが、添付したのは必要部分のみのコピーである)により、不開示理由が虚偽であることが明確になり、加えて、今回諮問庁が貴審査会に提出した「理由説明書」に記載された「3理由」の「(3)請求者の主張について」についても虚偽であることが証明できるに至っている。

イ 諮問庁は「本則なしに附則を定めることはあり得ない」との審査請求における私の指摘に対して、「訓令に附則を定める際には、直近の訓令を基に作業を行っている」と主張している。

ウ しかし、「作業」は私の指摘どおり本則「平成13年厚生労働省訓第11号」を基に行われたことは明らかで、起案文書にはこの本則「訓11号」が添付されている。即ち本件審査請求に係る文書の少なくとも一部は存在していることは明らかになっているのである。保有していないとする不開示の理由は虚偽である。

エ さらに、諮問庁は貴審査会に対しても虚偽の説明をしている。開示された平成29年7月10日施行の附則「訓37号」に係る起案文書には、その「直近」の平成28年6月21日施行の附則「訓52号」は添付されておらず、直近の附則を基に「作業」などしていない。

オ 国民の知る権利をないがしろにし、さらには事実と反することを平然と文書化し、重要な役割を有する貴審査会に提出しているのである。信じられないとしか言いようがない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年9月14日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「厚生労働省訓第11号(平成13年1月6日。以下「訓令11号」という。)の制定・発出に関する起案及び決定に係る文書一式」に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成30年10月17日付け(同月19日受付)で審査請求を行ったものである。

### 2 諮問庁の考え方

不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

### 3 理由

#### (1) 本件対象行政文書の特定について

訓令11号の制定にあたり、平成13年1月6日に決裁を行った文書を本件対象行政文書として特定した。

#### (2) 不開示理由について

本件対象行政文書については、13年間（10年間の保存期間及び3年間の延長）の保存期間の満了により、平成26年3月に国立公文書館に移管しており、これを保有していないため不開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「本件対象行政文書には、平成29年7月10日までに13回の附則が定められており、本則なしに附則を定めることはあり得ないことから、本件対象行政文書を保有していないとの不開示理由は虚偽の疑いがある。」旨主張している。しかし、訓令に附則を定める際には、直近の訓令を基に作業を行っており、不開示理由については、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えらる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年12月19日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成31年1月21日  | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年3月7日      | 審議                |
| ⑤ | 同月19日       | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「厚生労働省訓第11号（平成13年1月6日）の制定・発出に関する起案及び決定に係る文書一式」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、これを保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3(2)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細

な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。  
ア 訓令 11 号とは、「厚生労働省の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の取扱いに関する訓令」である。

イ 処分庁は、本件対象文書として、訓令 11 号の制定に当たり、平成 13 年 1 月 6 日に決裁を行った文書を特定した。

ウ 一般に、訓令の制定のための決裁文書は、厚生労働省行政文書管理規則の別表第 1「行政文書の保存期間基準」により、保存期間は 10 年とされ、また、同別表第 2「保存期間満了時の措置の設定基準」により、保存期間満了時の措置は、国立公文書館に移管するものとされている。

エ また、公文書等の管理に関する法律施行令 9 条 2 項では、「行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる」とされており、これに関して、厚生労働省行政文書管理規則運用マニュアルでは、「公文書管理法の趣旨も踏まえ、1 回の延長においては、その行政文書ファイル等の保存期間の年数を限度とし、複数回の延長処理は原則として行わないよう留意すること。」とされている。

オ 上記ウ及びエにより、本件対象文書は、保存期間が 10 年、保存期間満了時の措置は国立公文書館に移管されることとされ、また、厚生労働省が職務の遂行上必要があるとしてその保存期間を 3 年延長したことから、保存期間は合計 13 年となった。そして、その保存期間が満了した平成 26 年 3 月 31 日に国立公文書館に移管している。

カ なお、審査請求人は、意見書において、別途の開示請求により開示を受けた訓令 11 号の改正の起案文書には「訓令 11 号」が添付されているので、本件審査請求に係る文書の少なくとも一部は存在している旨を主張する。しかし、「訓令 11 号」と、本件対象文書として特定した「訓令 11 号の制定にあたり、平成 13 年 1 月 6 日に決裁を行った文書」とは、異なる文書である。「訓令 11 号」については改正を行いながら現在も存続しているが、「訓令 11 号の制定にあたり、平成 13 年 1 月 6 日に決裁を行った文書」は、上記オのとおり、平成 26 年 3 月 31 日に国立公文書館に移管され、現在、厚生労働省では保有していない。

キ したがって、厚生労働省では、本件対象文書を保有していない。

(2) 当審査会において、諮問庁から厚生労働省行政文書管理規則及び同規則運用マニュアル並びに移管済み文書に係る記録の提示を受け、確認したところ、諮問庁の説明のとおりの保存期間、保存期間満了後の措置及

び保存期間延長に関する留意事項が記載されており、また、本件対象文書が13年の保存期間が満了した平成26年3月31日に国立公文書館に移管されていることが認められ、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子